

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年8月12日
【四半期会計期間】	第34期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	V Tホールディングス株式会社
【英訳名】	VT HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 一穂
【本店の所在の場所】	愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40  （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	0562（34）5432（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理部長 山内 一郎
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
【電話番号】	052（203）9500（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理部長 山内 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第1四半期 連結累計期間	第34期 第1四半期 連結累計期間	第33期
会計期間	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 6月 30日	自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 6月 30日	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日
売上高 (百万円)	28,551	34,400	136,376
経常利益 (百万円)	929	1,443	7,434
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	511	603	4,633
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	534	771	4,921
純資産額 (百万円)	28,653	32,550	32,604
総資産額 (百万円)	85,603	88,064	92,772
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.35	5.13	39.38
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	32.2	35.1	33.3

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、第33期第1四半期連結累計期間及び第33期については潜在株式が存在しないため、第34期第1四半期連結累計期間については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約又は締結はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

#### (1) 業績の状況

##### 業績全般の概況

国内の新車販売市場は、登録車については持ち直しの傾向が見られるものの、今年4月にエコカー減税の厳格化と軽自動車税の増税が実施されたこともあり、届出車の落ち込みが続いており、当第1四半期における国内の新車販売台数は前年比5.5%のマイナスとなりました。

当社グループの中核事業であります自動車販売関連事業の当第1四半期連結累計期間における状況は、前連結会計年度に子会社化した自動車ディーラー3社の増加もあり、新車、中古車を合わせた自動車販売台数は17,656台となり、前年同期に比べ537台（3.1%）増加いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績は、連結売上高が344億円（前年同期比20.5%増）、営業利益が13億82百万円（前年同期比56.3%増）、経常利益が14億43百万円（前年同期比55.2%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益が6億3百万円（前年同期比18.0%増）となりました。

##### セグメントの業績概況

###### [自動車販売関連事業]

新車部門では、ホンダ車の販売台数が1,201台（前年同期比26.8%減）、日産車の販売台数が3,036台（前年同期比14.8%減）と国内では厳しい状況となりましたが、海外を含めた当社グループの新車販売台数は6,022台（前年同期比0.3%増）となり、増収増益を確保いたしました。

中古車部門では海外への輸出台数が1,689台（前年同期比25.9%減）となりましたが、国内販売を含めた当社グループの中古車販売台数は11,634台（前年同期比4.7%増）となり、増収増益となりました。

サービス部門では、前年度の車検入庫対象台数が一時的に少ない時期にあたる特殊要因が解消し、点・車検、修理、手数料収入等の受注拡大に注力し、増収増益となりました。

レンタカー部門では前連結会計年度に新規出店した店舗と既存店の稼働が堅調に推移したため増収増益となりました。

以上の結果、売上高は334億75百万円（前年同期比20.0%増）、営業利益は15億35百万円（前年同期比62.9%増）となりました。

###### [住宅関連事業]

当社グループでは「建築家と建てる家」をテーマに高級注文住宅を提供しており、市場ニーズの高まりとともに受注棟数・竣工棟数は各エリアとも堅調に推移し、業務の効率化や工事期間の短縮等に注力し収益率の改善に努めてまいりました。

また、マンションデベロッパーの㈱エムジーホーム（証券コード：8891）を前連結会計年度に子会社化し、新たに分譲マンション事業を展開しております。

以上の結果、売上高は8億90百万円（前年同期比42.2%増）となりましたが、分譲マンション事業は季節要因により第1四半期の収支が厳しいこともあり、営業損失は83百万円（前年同期は24百万円の営業利益）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は880億64百万円となり、前連結会計年度末927億72百万円と比較し47億7百万円減少いたしました。流動資産は323億89百万円となり、42億57百万円減少いたしました。これは主に商品（22億73百万円）、現金及び預金（12億40百万円）、受取手形及び売掛金（7億89百万円）の減少等によるものであります。固定資産は556億75百万円となり、4億50百万円減少いたしました。これは主に投資有価証券（5億68百万円）、のれん（2億9百万円）の減少、建物及び構築物（2億95百万円）及び土地（2億19百万円）の増加等によるものであります。

負債合計は555億13百万円となり、前連結会計年度末601億68百万円と比較し46億54百万円減少いたしました。流動負債は383億14百万円となり、35億2百万円減少いたしました。これは主に支払手形及び買掛金の減少（63億53百万円）、短期借入金の増加（28億70百万円）等によるものであります。固定負債は171億98百万円となり、11億52百万円減少いたしました。これは主に長期借入金の減少（8億43百万円）等によるものであります。

純資産合計は325億50百万円となり、前連結会計年度末326億4百万円と比較し53百万円減少いたしました。これは主に利益剰余金の減少（2億8百万円）、為替換算調整勘定の増加（1億83百万円）等によるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

## (5) 主要な設備の変動

当第1四半期連結累計期間における主要な設備の著しい変動については、次のとおりであります。

## 新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	完成後の 販売能力
㈱ホンダ カーズ東海	一宮濃尾大橋店 (愛知県一宮市)	自動車販売 関連事業	店舗	573	新車・中古車 月販50台
J-net レンタリース㈱	所沢店(注)2 (埼玉県所沢市)	自動車販売 関連事業	店舗土地	197	レンタカー保有台数 150台

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. J-netレンタリース㈱の事業所名「所沢店」は正式決定していないため仮称で記載しております。

当第1四半期連結累計期間において新たに確定した重要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

## 新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金 調達方法	着手年月	完成 予定年月	完成後の 販売能力
				総額	既支払額				
㈱ホンダ カーズ東海	柳津店 (岐阜県岐阜市)	自動車販売 関連事業	店舗	300	68	銀行借入	平成27年6月	平成27年12月	改修のため 10%増加
静岡日産 自動車㈱	千代田店 (静岡市葵区)	自動車販売 関連事業	店舗	215	12	銀行借入	平成27年5月	平成27年9月	店舗拡大に より10%増加

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,800,000
計	169,800,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	119,381,034	119,381,034	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	119,381,034	119,381,034		

(注) 当社株式は、平成27年5月22日をもって、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場から同所市場第一部銘柄に、名古屋証券取引所市場第二部から同所市場第一部銘柄に指定されております。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

###### 第5回新株予約権

決議年月日	平成27年6月1日
新株予約権の数	5,880個(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	588,000株(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの払込金額を718円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。(注)2.
新株予約権の行使期間	平成29年6月17日から平成34年6月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり981円 資本組入額 1株当たり491円(注)3.
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(注)2.(2)の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2. (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
下記（注）5. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
5. 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日		119,381,034		4,297		1,925

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成27年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,726,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 117,651,200	1,176,512	
単元未満株式	普通株式 3,334		
発行済株式総数	119,381,034		
総株主の議決権		1,176,512	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社の保有の自己株式78株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
V Tホールディングス(株)	愛知県東海市加木屋町 陀々法師14番地の40	1,726,500		1,726,500	1.44
計		1,726,500		1,726,500	1.44

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人東海会計社による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,106	4,866
受取手形及び売掛金	5,017	4,228
商品及び製品	14,803	12,529
仕掛品	805	853
原材料及び貯蔵品	62	66
その他	9,876	9,866
貸倒引当金	24	21
流動資産合計	36,647	32,389
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	20,254	20,671
減価償却累計額	11,941	12,062
建物及び構築物(純額)	8,313	8,609
機械装置及び運搬具	3,603	3,466
減価償却累計額	2,009	1,999
機械装置及び運搬具(純額)	1,594	1,466
土地	19,000	19,219
その他	10,026	9,773
減価償却累計額	4,478	4,448
その他(純額)	5,547	5,325
有形固定資産合計	34,455	34,621
無形固定資産		
のれん	12,520	12,311
その他	527	520
無形固定資産合計	13,047	12,831
投資その他の資産		
投資有価証券	6,178	5,609
その他	3,402	3,569
貸倒引当金	958	957
投資その他の資産合計	8,622	8,222
固定資産合計	56,125	55,675
資産合計	92,772	88,064

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,903	9,550
短期借入金	10,351	13,221
未払法人税等	753	457
賞与引当金	862	380
その他	13,945	14,704
流動負債合計	41,817	38,314
固定負債		
社債	675	655
長期借入金	10,701	9,858
役員退職慰労引当金	596	601
退職給付に係る負債	730	729
資産除去債務	320	322
その他	5,326	5,032
固定負債合計	18,350	17,198
負債合計	60,168	55,513
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,297	4,297
資本剰余金	2,832	2,832
利益剰余金	23,402	23,193
自己株式	98	98
株主資本合計	30,433	30,224
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	377	362
土地再評価差額金	29	29
為替換算調整勘定	73	256
その他の包括利益累計額合計	480	648
新株予約権	-	3
非支配株主持分	1,689	1,674
純資産合計	32,604	32,550
負債純資産合計	92,772	88,064

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	28,551	34,400
売上原価	23,015	27,834
売上総利益	5,535	6,566
販売費及び一般管理費	4,650	5,183
営業利益	884	1,382
営業外収益		
受取賃貸料	18	18
持分法による投資利益	50	51
その他	79	95
営業外収益合計	148	164
営業外費用		
支払利息	72	79
その他	30	24
営業外費用合計	103	103
経常利益	929	1,443
特別利益		
投資有価証券売却益	2	0
その他	-	0
特別利益合計	2	0
特別損失		
固定資産除却損	24	0
投資有価証券評価損	7	572
その他	8	0
特別損失合計	40	573
税金等調整前四半期純利益	892	870
法人税、住民税及び事業税	257	580
法人税等調整額	101	313
法人税等合計	359	266
四半期純利益	532	603
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失( )	20	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	511	603

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純利益	532	603
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	14
為替換算調整勘定	0	167
持分法適用会社に対する持分相当額	0	13
その他の包括利益合計	1	167
四半期包括利益	534	771
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	514	771
非支配株主に係る四半期包括利益	20	0

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)  
 等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更に伴う四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	800百万円	851百万円
のれんの償却額	233百万円	250百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	823	21.00	平成26年3月31日	平成26年6月10日	利益剰余金

(注) 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株当たり3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割は、平成26年4月1日を効力発生日としておりますので、平成26年3月31日を基準日とする配当については、株式分割前の株式数を基準に実施しております。

2. 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第1四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	823	7.00	平成27年3月31日	平成27年6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第1四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	自動車販売 関連事業	住宅 関連事業				
売上高						
外部顧客への売上高	27,889	625	35	28,551	-	28,551
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	394	191	597	597	-
計	27,901	1,020	227	29,148	597	28,551
セグメント利益又は損失( )	942	24	45	920	35	884

(注)1 その他は、グループ全社管理部門等であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額は、すべてセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	自動車販売 関連事業	住宅 関連事業				
売上高						
外部顧客への売上高	33,475	890	35	34,400	-	34,400
セグメント間の内部売上高又は振替高	14	11	194	220	220	-
計	33,489	901	229	34,621	220	34,400
セグメント利益又は損失( )	1,535	83	74	1,377	4	1,382

(注)1 その他は、グループ全社管理部門等であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額は、すべてセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日 )	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日 )
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	4円35銭	5円13銭
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 ( 百万円 )	511	603
普通株主に帰属しない金額 ( 百万円 )		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額 ( 百万円 )	511	603
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	117,654,464	117,654,456
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額 ( 百万円 )		
普通株式増加数 ( 株 )		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		第 5 回新株予約権 新株予約権5,880個 (588,000株)

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額は、前第 1 四半期連結累計期間については潜在株式が存在しないため、当第 1 四半期連結累計期間については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成27年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成27年 3 月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

配当の総額 823百万円

1 株当たりの金額 7円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成27年 6 月11日

(注) 平成27年 3 月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月12日

V Tホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 正 道

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大 国 光 大

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているV Tホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、V Tホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。